

雲南市介護人材就労継続奨励金事業に関するQ & A

Q1. 雲南市民ではありませんが、交付対象となりますか。

A. 対象となります。介護人材の確保・定着を目的としていますので、居住地域を問わず対象としています。市外在住の方は申請書の提出に併せて、直近の住民税の納税証明書または非課税証明書の提出してください。

Q2. 介護サービス事業所に就職する過去3年以内に、市内事業所等で介護の業務に常勤で従事していた場合、対象とならないのはなぜですか。

A. この奨励金は、介護人材の確保・定着を図ることを目的としています。したがって、市内で介護の業務に従事されている方が、奨励金を目的に転職された場合、市内事業所の運営を阻害することとなるためこのような仕組みとしています。

Q3. 介護サービス事業所に就職する過去3年以内に、奨励金の対象とならない市内事業所（障がい者福祉施設等）で介護の業務に常勤で従事していた場合は対象となりますか。

A. 対象となりません。理由はQ2と同様となります。

Q4. 就職時に45歳で、46歳で介護福祉士等の資格を取得し要件を満たした場合は対象となりますか。

A. 対象となります。対象事業所に令和6年4月1日以降に就職され、その時点で45歳以下であれば、その後に介護福祉士等の資格を取得した時点から起算して6ヵ月後に、初回の奨励金の交付対象となります。

Q5. 令和6年3月31日以前に就職していた者が、令和6年4月1日以降に介護福祉士等の資格を取得した場合は対象となりますか。

A. 対象となりません。令和6年4月1日以降に就職した方が対象となります。

Q6. 令和6年3月31日まで、パートとして介護業務に従事していましたが、令和6年4月1日から常勤で介護業務に従事することになりました。この場合は対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、過去3年以内に市内の介護サービス事業所等で、常勤職員として介護の業務に従事していないことが条件となります。

Q7. 月の途中で入社した場合、6ヵ月経過はいつになりますか。

A. 2日～末日に入社した場合は、その翌月から起算して6ヵ月継続して就労したときに1回目の奨励金の対象となります。

Q8. 法人内で、別の事業所へ異動となりました。引き続き常勤の介護職員として勤務しますが、対象となりますか。

A. 市内の事業所への異動であれば対象となります。市外の事業所へ異動の場合は、再度市内事業所に異動されてから、市外の事業所での就労期間を除外して期間を算定します。

Q9. 法人内で介護サービス事業所から障がい福祉サービス事業所へ異動の場合は対象となりますか。

A. 異動後は、要綱に規定する事業所以外での就労となるため、その期間は就労期間の対象とはなりません。再度介護サービス事業所への異動は、Q7と同様となります。なお、法人内で障がい福祉サービス事業所から介護サービス事業所へ異動となった場合は、令和6年4月1日以降の就職であれば、介護サービス事業所の就労から期間を算定します。

Q10. A法人で勤務し6ヵ月経過後に10万円の交付を受けたのち、18ヵ月経過前にA法人を退職し、3年経過後にB法人に就職した場合、まだ交付を受けていない18ヵ月経過分と、30ヵ月経過分の10万円は交付対象となりますか。

A. 対象となります。要綱では「奨励金は、交付対象者1人につき、各号1回を限度とする。」と規定しています。そのため、B法人で要件を満たした日から起算して、6ヵ月就労を継続した場合は奨励金の対象とはなりません。18ヵ月、30ヵ月就労継続した場合の未交付分は対象となります。

Q11. 6ヵ月就労継続した後、奨励金の申請をする前に事業所を退職しましたが、退職後も奨励金の対象となりますか。

A. 対象となりません。本事業は介護人材の確保・定着を目的としていますので、申請時において就労を継続している方が対象となります。

Q12. 派遣社員や出向社員は対象となりますか。

A. 派遣元が雇用している社員は対象となりません。出向については、法人が直接雇用している場合は対象となります。